令和四年八月十五日 次の広島県告示で指定した特定農業用ため池の指定を解除した。 **広島県告示第六百二十四号** 

広島県知事 湯 﨑 英 彦

広島県三原市	広島県尾道市	所	告示番号
		在地	令和二年広島県生
用水池外四箇所(別表四のとおり)	岡之本池外三箇所(別表一のとおり)	地 特定農業用ため池の名称	広島県告示第七百七十八号

広島県尾道市	所	告示番号
	在	令和二年広
	地	高県告示第千
夜昼池外四箇所(別表一のとおり)	特定農業用ため池の名称	千八十八号

所	告示番号
在	令和三年広
地	
特定農業用ため池の名称	二十三号
	在 地 特定農業用ため池の名

広島県福山市 本 地 特 定 農 業 用 た め 池 所 在 地 特 定 農 業 用 た め 池				
地 特 定 農 業 用 た め 地 東池 (別表三のとおり)	告示番号	所	広島県呉市	広島県福山市
対池東池 (別表三のとおり) 対池東池 (別表三のとおり)	令和三年広	在		
池東池(別表三のとおり)田之口中村池(別表二のとおり)	令和三年広島県告示第四百三十号	地		
の 名 称	, 四百二十号	定農業用ため池の名	田之口中村池	池東池(

所	告示番号
在	令和三年中
地	広島県告示第
特	六百号
定	,
農	
業	
用	
た	
め	
池	
の	
名	
称	

広島県三原市	広島県尾道市
堀溝池(別表四のとおり)	掛木池外一箇所(別表一のとおり)

島県農林水産局農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。別表一から別表四までは、添付を省略し、広島県のホームページに掲載するとともに、広